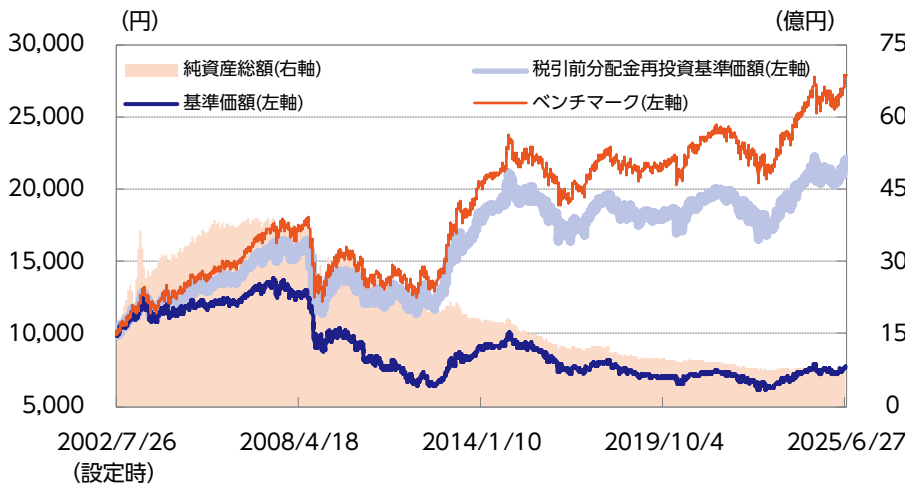




## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移



### 基準価額の騰落率 (税引前分配金再投資)

|        | 1ヵ月  | 3ヵ月  | 6ヵ月  | 1年   | 3年    | 設定来    |
|--------|------|------|------|------|-------|--------|
| ファンド   | 3.5% | 5.9% | 3.1% | 1.1% | 20.2% | 120.2% |
| ベンチマーク | 3.4% | 5.8% | 4.4% | 2.7% | 23.5% | 178.5% |

### 基準価額および純資産総額

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 7,763円 |
| 前月末比  | 262円   |
| 純資産総額 | 711百万円 |

### 分配の推移 (1万口当り、税引前)

|         |          |        |
|---------|----------|--------|
| 第85期    | 2023年11月 | 20円    |
| 第86期    | 2024年02月 | 20円    |
| 第87期    | 2024年05月 | 20円    |
| 第88期    | 2024年08月 | 20円    |
| 第89期    | 2024年11月 | 20円    |
| 第90期    | 2025年02月 | 20円    |
| 第91期    | 2025年05月 | 20円    |
| 直近1年間累計 |          | 80円    |
| 設定来累計額  |          | 9,425円 |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金 (税引前) を再投資したものとして計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります (個人受益者の場合)。

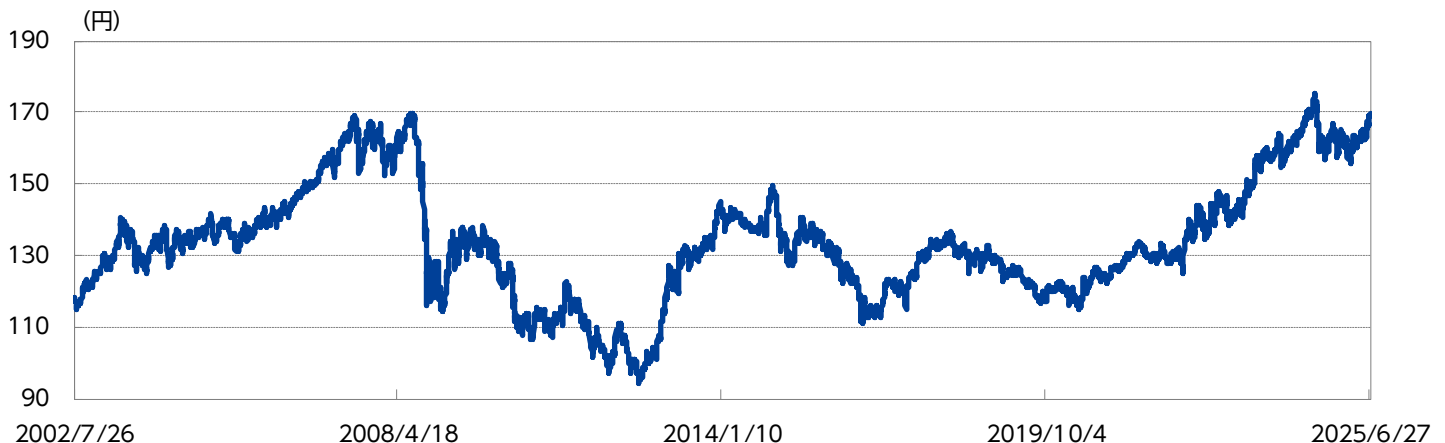
※ファンド騰落率は分配金 (税引前) を再投資したものとして計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

※ベンチマークはブルームバーグ汎欧州総合インデックス (円換算ベース) とし、設定日を起点として指数化しています。ブルームバーグ汎欧州総合インデックスとは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、汎欧州通貨建て投資適格債券市場のパフォーマンスを表します。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社 (以下「ブルームバーグ」と総称します) またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建てベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。以下同じです。

## マーケットの状況

### 為替 (ユーロ・円レート) の推移 <当月末現在 169.66円>



※対顧客電信売買相場仲値のデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

本資料に記載されている投資リスク、ファンドの費用等を必ずご覧ください。  
<25-TD-M435>

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1 / 8

マザーファンドの状況

※当ファンドの運用委託先であるフランクリン・アドバイザーズ・インクのデータに基づき、現地月末営業日を基準に作成しています（一部データを除きます）。

ポートフォリオ情報

|           |    |       |
|-----------|----|-------|
| 平均格付      | ※1 | A +   |
| 平均デュレーション | ※2 | 6.18年 |
| 平均最終利回り   | ※3 | 3.01% |
| 平均クーポン    | ※4 | 2.63% |
| 平均直利      | ※5 | 2.57% |
| 銘柄数       |    | 67    |

※1 原則として格付は、ムーディーズ、S & P、フィッチレーティングスのうち、上位の格付を採用しております。以下同じです。  
また平均格付とは、マザーファンドが組み入れている債券にかかる格付を加重平均したものであり、当ファンドにかかる格付ではありません。  
※2「デュレーション」＝債券投資におけるリスク度合いを表す指標の一つで、金利変動に対する債券価格の反応の大きさ（リスクの大きさ）を表し、デュレーションが長いほど債券価格の反応は大きくなります。  
※3「最終利回り」＝満期までの保有を前提とすると、債券の購入日から償還日までに入ってくる受取利息や償還差損益(額面と購入価額の差)等の合計額が投資元本に対して1年当たりどれくらいになるかを表す指標です。  
※4「クーポン」＝額面金額に対する単年の利息の割合を表します。  
※5「平均直利」＝平均クーポン÷平均時価単価

債券種別構成比率

|            |       |
|------------|-------|
| 欧州国債等      | 56.8% |
| モーゲージ証券    | －     |
| 投資適格社債     | 40.8% |
| ハイイールド社債   | －     |
| A B S      | －     |
| エマージング市場債券 | 0.9%  |
| キャッシュ等     | 1.6%  |

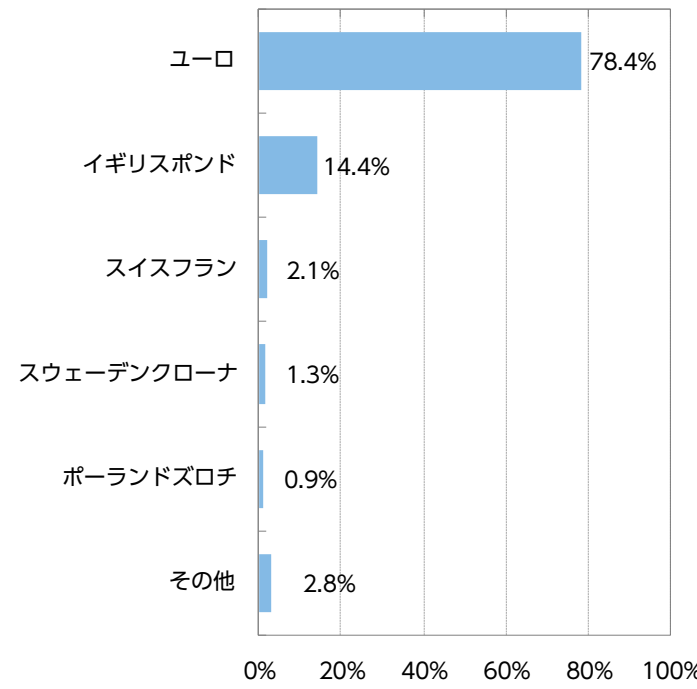
※対外貸建資産総額比

格付分布

|         |       |
|---------|-------|
| A A A 格 | 10.6% |
| A A 格   | 42.5% |
| A 格     | 29.5% |
| B B B 格 | 17.4% |
| B B 格以下 | －     |

※対外貸建資産総額比

通貨別構成比率



※対純資産総額比

組入上位10銘柄

|    | 銘柄              | 債券種別   | 償還日        | クーポン   | 格付    | 比率   |
|----|-----------------|--------|------------|--------|-------|------|
| 1  | イタリア国債          | 国債     | 2027/11/01 | 6.500% | B B B | 4.9% |
| 2  | イギリス国債          | 国債     | 2044/01/22 | 3.250% | A A   | 4.1% |
| 3  | シティグループ         | 投資適格社債 | 2028/10/26 | 1.500% | A     | 3.9% |
| 4  | ネットフリックス        | 投資適格社債 | 2030/06/15 | 3.625% | A     | 3.7% |
| 5  | U B S グループ      | 投資適格社債 | 2033/02/24 | 0.625% | A     | 3.3% |
| 6  | ドイツ国債           | 国債     | 2044/07/04 | 2.500% | A A A | 3.3% |
| 7  | フランス国債          | 国債     | 2029/05/25 | 0.500% | A A   | 3.2% |
| 8  | イタリア国債          | 国債     | 2032/03/01 | 1.650% | B B B | 3.0% |
| 9  | U B S グループ      | 投資適格社債 | 2029/09/10 | 0.650% | A     | 2.8% |
| 10 | プロクター・アンド・ギャンブル | 投資適格社債 | 2031/08/02 | 3.250% | A A   | 2.8% |

※対純資産総額比

## 当月の市況動向

当月の欧州（独）長期金利は前月から上昇しました。前半は、欧州中央銀行（ＥＣＢ）の理事会が政策金利を0.25％引き下げましたが、ラガルド総裁が今後の追加利下げに慎重な姿勢を示したことで、金利は上昇しました。後半は、中東情勢の緊迫化により相対的に安全資産とされる欧州国債が買われ、金利が低下する局面もありましたが、イランとイスラエルで停戦合意がされたことで投資家心理が改善し、金利は再び上昇しました。また、月末にかけては、ドイツのＩｆｏ経済研究所が発表した6月の独企業景況感指数が改善したことに加え、ドイツによる国防費の増額計画が国債の供給増加への懸念につながり、金利を一段と押し上げました。月末時点での欧州（独）長期金利は2.61％となりました。

当月のユーロ・円相場は前月から上昇しました。前半は、ＥＣＢの理事会が政策金利を0.25％引き下げましたが、ラガルド総裁が今後の追加利下げに慎重な姿勢を示したため、市場では金融緩和が最終段階にあるとの見方が強まりました。一方、日銀は当月の金融政策決定会合で政策金利の据え置きと国債買い入れの減額ペースを緩和する方針を決定しました。追加利下げに慎重なＥＣＢと、利上げに慎重な日銀という金融政策の方向性の違いが鮮明となったことで、ユーロ・円は上昇しました。後半は、中東情勢の緊迫化により、ユーロ・円は一時的に下落する局面もありましたが、イランとイスラエルが停戦に合意したことで、投資家心理が改善し、ユーロ・円は上昇しました。また、月末にかけてドイツによる国防費の増額計画が示されたことで、ユーロ・円は一段と上昇しました。月末時点では169.66円（東京市場）と前月末比6.09円のユーロ高・円安となりました。

## ファンドの状況

金利変動リスクの大きさを示すデュレーションは、ベンチマーク対比で中立近辺に調整しました。債券種別配分は、ベンチマーク対比で引き続き投資適格社債の組み入れを多めとし、政府・国際機関債等の組み入れを少なめとしました。

当ファンドの税引前分配金込み基準価額は、ユーロ高・円安となったことなどから、前月末比でプラスとなりました。

## 今後の見通しと運用方針

欧州経済は、財政支出の拡大による景気回復が期待されている一方、トランプ米大統領の掲げる関税政策が景気下押し要因として懸念されています。欧米間で関税を巡る対立が深刻化した場合、景気回復の動きが鈍化する可能性が懸念されています。欧州金利は、財政支出の拡大による経済成長への期待や国債増発への警戒に加え、欧米間で関税を巡る対立が深刻化した場合、インフレが再加速する可能性もあることから、短い年限の金利については、低下余地は限定的と考えています。一方で、長い年限の金利については、米金利との相関が高いことから、米国で景気減速懸念が強まった場合は、米金利の低下に連れて欧州金利も低下する可能性があると考えています。欧州社債のスプレッド（国債に対する上乗せ金利）は、財政支出の拡大が欧州経済および企業活動を一定程度下支えすると期待される一方、トランプ米大統領の政策に対する不透明感を受け、横ばい圏から緩やかな拡大方向での推移になると考えています。

今後の運用については、金利変動リスクの大きさを示すデュレーションは、ベンチマーク対比で現在は中立近辺に調整していますが、市場動向に応じて調整します。債券種別配分は、ベンチマーク対比で引き続き、投資適格社債の組み入れを多め、政府・国際機関債等の組み入れを少なめとする方針です。

## ファンドの特色

- ①主にユーロ建ての多種多様な債券に投資します。
- ②分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。
- ③フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用を委託します。
- ④原則として、為替ヘッジ※は行いません。
- ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- ⑤3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

## 基準価額の変動要因

- ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

## 主な変動要因

|             |              |                                                                                                                                          |
|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券投資<br>リスク | 金利変動<br>リスク  | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。                                                                     |
|             | 信用リスク        | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。                                 |
|             | 期限前償還<br>リスク | モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。 |
| 為替変動リスク     |              | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                                                              |
| カントリーリスク    |              | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。                                                                     |
| 流動性リスク      |              | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                            |

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
- これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。



## 分配金に関する留意事項

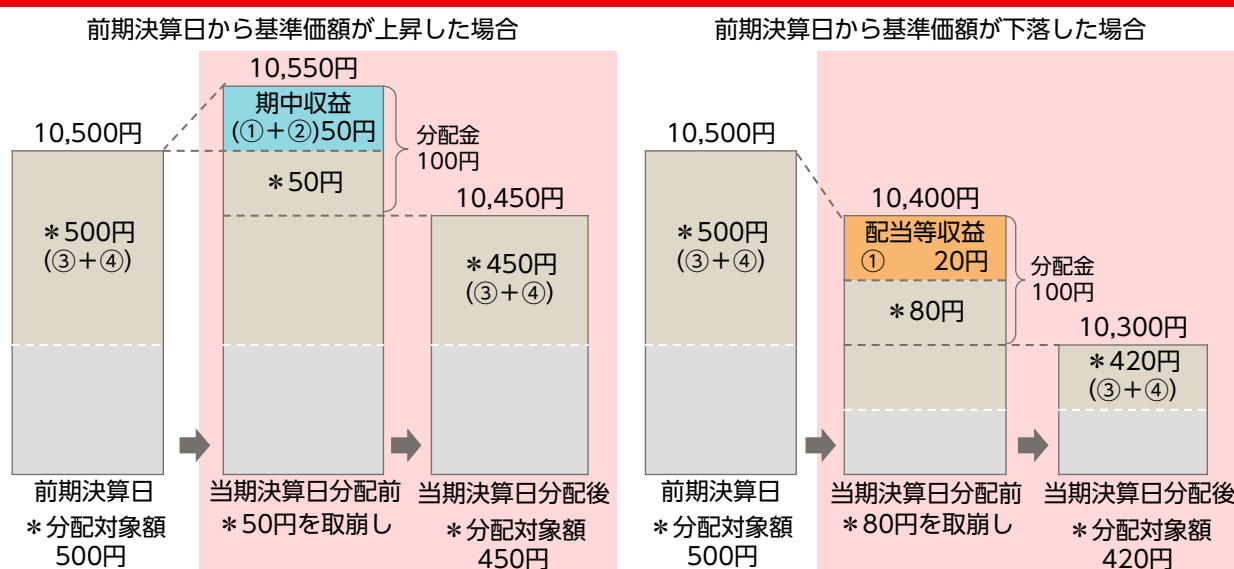
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

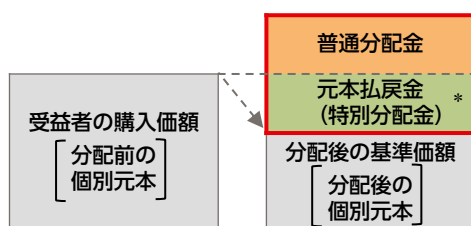
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

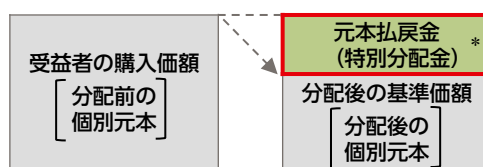
！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

|        |        |                                                                                                                             |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位   | 各販売会社が定める単位とします。                                                                                                            |
|        | 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                      |
| 換金時    | 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                      |
|        | 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。                                                                                          |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                             |
|        | 申込不可日  | 英国証券取引所・フランクフルト証券取引所の両取引所の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。                                                                  |
| 決算・分配  | 決算日    | 2・5・8・11月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                             |
|        | 収益分配   | 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。                                                                                              |
| その他    | 信託期間   | 無期限（設定日：2002年7月26日）                                                                                                         |
|        | 繰上償還   | 委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                                        |
|        | 課税関係   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。 |

**!** ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                 |                                                                                                            |
|---------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時                 | 購入時手数料          | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.2%（税抜2.0%）を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 換金時                 | 信託財産留保額         | ありません。                                                                                                     |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                 |                                                                                                            |
| 毎 日                 | 運用管理費用（信 託 報 酬） | ファンドの純資産総額に <b>年率1.265%（税抜1.15%）</b> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                              |
|                     | 監 査 費 用         | ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                    |
| 随 時                 | その他の費用・手数料      | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。           |

-  当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
-  詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。また、外国税額控除の適用対象外となります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

|                                                                                         |                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                                   | ファンドに関するお問合せ先                                                          |
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号<br>加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター 0120-762-506<br>9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く） |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                                              | ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a>     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                           |                                                                        |

## ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取 扱 販 売 会 社 名                     | 金融商品<br>取引業者 | 登録金融<br>機関 | 登 録 番 号          | 日本証券業<br>協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業<br>協会 |
|-----------------------------------|--------------|------------|------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| アイザワ証券株式会社                        | ○            |            | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○           | ○                       |                         | ○                              |
| 岩井コスモ証券株式会社(※1)                   | ○            |            | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○           | ○                       | ○                       |                                |
| SMB C日興証券株式会社(※1)                 | ○            |            | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社SBI証券                         | ○            |            | 関東財務局長(金商)第44号   | ○           |                         | ○                       | ○                              |
| 岡三証券株式会社(※1)                      | ○            |            | 関東財務局長(金商)第53号   | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| とうほう証券株式会社                        | ○            |            | 東北財務局長(金商)第36号   | ○           |                         |                         |                                |
| 内藤証券株式会社                          | ○            |            | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○           |                         |                         | ○                              |
| 北洋証券株式会社                          | ○            |            | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○           |                         |                         |                                |
| 松井証券株式会社                          | ○            |            | 関東財務局長(金商)第164号  | ○           |                         | ○                       |                                |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                 | ○            |            | 関東財務局長(金商)第61号   | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 楽天証券株式会社                          | ○            |            | 関東財務局長(金商)第195号  | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券） |              | ○          | 関東財務局長(登金)第10号   | ○           |                         | ○                       |                                |
| 株式会社東邦銀行                          |              | ○          | 東北財務局長(登金)第7号    | ○           |                         |                         |                                |
| 株式会社北洋銀行                          |              | ○          | 北海道財務局長(登金)第3号   | ○           |                         | ○                       |                                |
| 株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）     |              | ○          | 北海道財務局長(登金)第3号   | ○           |                         | ○                       |                                |

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。